

✚ 貨物概要

DL-メチオニン (2-アミノ-4-メチルチオブタン酸)

✚ 分類

関税率表第 2930.40 号 (統計番号 2930.40-000) の有機硫黄化合物 (INN非対象)

✚ 分類理由

メチオニンは、分子中に炭素原子に直接結合している硫黄原子を有する有機化合物であることから、有機硫黄化合物として、第 2930.40 号に分類されます。

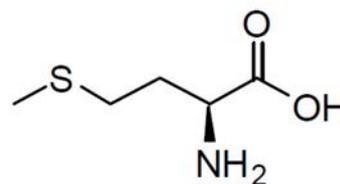
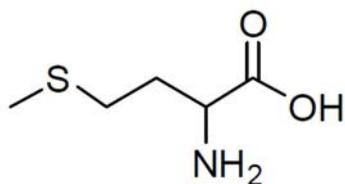
なお、WTO協定の日本国の譲許表附属書 (医薬品関係) においては、世界保健機関の「国際一般名称」(INN) を有する医薬の有効成分であって、当該附属書の付表 I A (指定を受けた医薬品の有効成分) で指定するもの等について関税を撤廃する旨が規定されており、当該附属書にはメチオニン (第 2930.40 号) の記載がありますが、INNを有する医薬の有効成分であるメチオニンは、L-メチオニン (2-アミノ-4-メチルチオブタン酸、CAS番号: 63-68-3) であり、ラセミ体であるDL-メチオニン (CAS番号: 59-51-8) はINN対象品目とはなりません。

なお、同様にL-メチオニンの光学異性体であるD-メチオニン (CAS番号: 348-67-4) もINN対象品目ではありません。

(参考) 有機化合物の分類集 (抜粋)

(1) メチオニン

(Methionine)



L-メチオニン



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時に
おける現況によります（関税法第4条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全
部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合にお
いては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずる
ことがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望
される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）